

## ライブハウスの営業再開に向けた考え方について

令和 2 年 5 月 22 日  
広島県食品生活衛生課

### 【基本的な考え方】

ライブハウスの営業を再開するに当たっては、次のような徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

また、感染防止対策の実施に際しては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

なお、これまでクラスターが確認されるなどのリスクの高さに鑑み、施設の使用を再開した後も次の取組に協力すること。

- ① 感染症患者の発生に備えた入館者情報（入館日、氏名、連絡先など）の把握と管理
- ② 従業員又は入館者から感染症患者が発生した際の、保健所が感染拡大防止のために行う積極的疫学調査への協力
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合の、施設名の自らの公表と、入館者への検査及び受診の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症対策の責任者及び担当者を決め、以下の対策を徹底する。

### 1 入退館時における注意事項（感染源を絶つこと）

＜利用者向け＞

- ・以下の事項について、掲示やお客への声掛けにより注意喚起する。
  - ・発熱，咳，咽頭痛の症状があるなど体調の悪い利用者の入館自粛
  - ・マスク着用（マスク着用のない利用者の入館自粛）
  - ・入館時は，1 m 以上の間隔を空けて順に入館
  - ・入館時のアルコール等での手指消毒
  - ・退館時は，出口付近の人から順に 1 m 以上の間隔を空けて退館
- ・チケット売り場，入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（1メートルを目安に）を確保する（例：1メートル間隔で目印テープを貼付する）
- ・入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも，人と人との接触を避け

るための十分な距離（1メートルを目安に）を確保することとし、それが困難な場合は、事前に整理券を配るなど、入場制限を行う。

- ・施設の入口、出口に手指消毒用のアルコール等を配置する。
- ・営業再開後も、当面の間は、施設のホームページや掲示により、県外（特に緊急事態宣言区域内）からの来店を自粛するように促す。

#### <従業員向け>

- ・出勤前の健康チェック（発熱等の症状があれば、出勤させない）
- ・出退勤時及び勤務時におけるマスクの着用
- ・石鹸を使った手洗いまたは手指消毒を出勤時・接客前後等にこまめに実施
- ・利用者から物品や金品を受領する際には、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行う、また、こまめな手洗いや手指消毒を徹底する。

## 2 施設内における注意事項（感染経路を絶つこと）

#### <利用者向け>

- ・次の事項について、場内掲示や声掛けにより注意喚起する。
  - ・施設内では従業員の指示に従い、制限区域を越えて移動しない
  - ・気分が悪くなった際の従業員への申し出
  - ・飲食の自粛
  - ・咳エチケットの励行
  - ・こまめな手洗いや手指消毒
  - ・大声での発生、歌唱や声援、又は近接距離での会話をしない
  - ・演者や他のお客に触れる行為（握手やタッチなど）をしない

#### <施設向け>

- ・チケット売り場や受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽する。また、ステージと客席の間についても飛沫防止措置（例：距離の確保等）を講じる。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（座席、手すり、カップホルダー、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタンなど）は、始業前後に、丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

- ・トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、始業前、始業後に丁寧に清掃するとともに、利用した者が石鹼で手洗いをできる環境を整える
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。また、鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・従業員のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

### 3 集団感染のリスクへの対応

- ・前後左右に1 m以上の間隔を確保する形で、客席を設ける。また、利用設備や機材も、それを扱う人が同程度の間隔を確保できるよう配置する。
- ・入館者の氏名や連絡先を記録する（感染者が出た場合に連絡をとるため。）
- ・空調機器を常時稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避け、ビル管理法に基づく空気環境を維持する。

#### 【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～  
(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)